

不審電話に関する事例

事案①

平成25年9月19日（木）12時40分頃、大阪市東成区在住の被保険者（女性）宅に東成区役所職員を名乗る男性から「5年前から遡って医療費還付金31,000円が還付される旨、皆さんへ連絡している。5月に区役所より書類を出しているが、見ていますか？」と電話があった。そんな記憶はなく、「書類は破って捨てている」と返答すると、「ややこしい書類を出してすみません」と言われた。「区役所に行きます」と伝えると、「区役所ではお金を取り扱っていない。今日が締め切りであり、15分後に社会保険事務所から電話があります」との返答。15分後、社会保険事務所のゴウダと名乗る男性から電話があり、31,000円の還付について区役所から聞いているか確認されたあと、「携帯を持って、窓口では還付にエラーが出てしまうので、窓口のないATMへ行くように」と言われ、コンビニを案内され、現地から電話をかけるよう指示があった。コンビニから相手方に電話し、相手方の指示通り入力を行った。振込先は「みずほ銀行 三郷支店」であった。入力が終わってから、コンビニの店員より、その電話はおかしいのではないかと指摘があり、

銀行へ向かったものの、既に 998,560 円を引き出された後であった。被保険者から東成区役所に連絡があったことで本事案が判明した。

事案②

平成 25 年 9 月 20 日（金）に大阪府河内長野市在住の被保険者（77 歳女性）宅へ市役所職員を名乗る者から「4 月に医療保険過払いの還付の通知を送った。今日が締め切りであるが、手続きをしていないようなので電話した。社会保険事務局（0367-589-331）へ電話するように」と連絡があった。

指示された番号に電話すると、通帳を持ってコンビニの ATM に行くよう指示があり、そこで預金残高を聞かれ、指示されるままに ATM で操作を行った。（振込先：さわやか信用金庫 大森中央支店、口座名義：ミヤザキコウジ、振込金額：921,000 円）。

一通り操作を終えた後で、被保険者の夫の通帳も持って再度 ATM に向かうよう言われた。夫に通帳の保管場所を聞くために電話したところ、不審に思った夫が市役所に連絡するよう話し、市役所に連絡したことで本事案が判明した。

事案③

平成25年10月18日（金）午後、大阪府豊中市在住の被保険者宅に「来年消費税が上がるが、来年の保険料を今、先に支払っておけば、消費税分が免除になる。今から集金に行ってもよいか」と電話があった。不審に思った被保険者が市役所に連絡したことで本事案が判明した。

不審な電話等があった場合、広域連合、市町村後期高齢者医療担当または最寄りの警察へ御相談ください。

問い合わせ先：宮崎県後期高齢者医療広域連合

0985-62-0921（業務課）